

会議録の公開について

1. 岸和田市都市計画審議会における会議録の作成に関するアンケート集計結果

(1) 記述について

	発言者に関する記述	発言内容に関する記述	回答数
案 1 (現行)	会長、委員、事務局または部署名のいずれかで表す	要 旨	10
案 2	・委員の苗字及び会長・副会長・委員 ・説明のため出席した者の苗字及び職	要 旨 (現行と同様)	6
案 3	・委員の苗字及び会長・副会長・委員 ・説明のため出席した者の苗字及び職	要 旨 より詳細に記載。固有名詞や言葉を 読みやすくする程度の調整。	4

(2) 議事録確認

案 1 (現行)	会長と会長が指名した委員 2 名	12
案 2	出席委員全員に、ご自身の発言を中心にご確認いただいた後、 会長と会長が指名した委員 2 名が全体を確認	6
無回答		2

(3) 実施時期

案 1	採決後、速やかに	8
案 2	平成31年度から	2
案 3	次任期から	3
案 4	その他 (具体的にご記入下さい)	1
無回答	(現行どおりの場合の無回答も含む)	6

(4) その他意見

<ul style="list-style-type: none"> ・他の審議会と同じ方針をとるのがベターと思います。 ・(1)記述について、市民公募委員が案3で構わないとのことであれば、私は案3でも良いと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民公募の方にも公開されることをお伝えした上でご応募いただくのがよろしいかと思います。

2. 会議録の公開（案）

(1)-1 発言者に関する記述：委員の苗字及び会長・副会長・委員
説明のため出席した者の苗字及び職

(1)-2 発言内容に関する記述：要旨（現行と同様）

(2) 議事録確認：会長と会長が指名した委員 2 名（現行と同様）

ただし、運用として数日間、出席委員全員にご自身の発言をご確認いただく機会を
設ける

(3) 実施時期：次任期から（現在の任期 平成 31 年 8 月 1 日まで）

3. 岸和田市都市計画審議会の会議及び会議録の公開に関する要領（案）

改正 平成 30 年 月 日

（目的）

第 1 条 この要領は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例（平成 17 年条例第 25 号。以下「条例」という。）及び岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定により岸和田市都市計画審議会の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（非公開の決定等）

第 2 条 会長は、会議の開催の決定後すみやかに条例第 3 条第 2 項の規定により会議の全部又は一部を公開又は非公開とすることを決定する。

2 一の会議において非公開事項と公開事項とを審議するときは、原則、公開事項を審議した後、非公開とするものとする。

（会議開催の事前公表）

第 3 条 公開する会議の事前公表は、会議の開催日の 7 日前までに、次の各号に掲げる方法により行うほか、可能な範囲で市広報に掲載する。

- （1）都市計画課の窓口への掲示
- （2）市役所新玄関横掲示板への掲示
- （3）市ホームページへの掲載

（会議の傍聴等）

第 4 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）について、5 人以上 10 人以内の範囲で、会議場の大きさにより適当と認める定員をあらかじめ定めるものとする。

- 2 定員には報道関係者及び介助者等を含むものとする。
- 3 傍聴人の決定は、市民及び事業者に該当する又は該当しないにかかわらず先着順により決定する。
- 4 傍聴人の受付は、次のとおり行うものとする。
 - （1）会議場前において会議の開始時刻の 30 分前から 10 分前までの間に行う。ただし、定員に達した場合はその時点で受付を終了するものとする。
 - （2）受付時間を終了した後に傍聴希望の申し出があった場合は、定員に空きがあり、かつ会議の進行に支障のない範囲において、会議開始まで受け付けることができるものとする。
- 5 前各号にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、傍聴人の定員及び決定方法を別に定めることができる。

（傍聴できない者）

第 5 条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- （1）銃器その他危険物を携帯している者
 - （2）酒気を帯びていると認められる者
 - （3）張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
 - （4）前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- （傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は会議場において別表の遵守事項を守らなければならない。

（事務局の指示）

第 7 条 傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が条例または規則もしくはこの要領に違反するときは、会長はこれを退去させることができる。

(会議資料の閲覧)

第9条 会議資料は、原則として委員と同じものを審議会の当日に会議場内において傍聴人数分を貸し出し、会議後回収するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等その他大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、会議が終了するまでの間、会場内に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

2 会長は、会議資料に岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定に基づき公開することができないものとされている情報が記載されているおそれがあると認められるときは、会議資料の一部を非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第10条 会議録は事務局が素案を作成し、会長が調整のうえ、会長及び会議において会長が指名した2名の委員が承認しなければならない。

2 会議録に記載する審議の内容の記述は、発言者名及び、職名または部署名を記載するものとし、発言された内容においてはその要旨とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会にはかってこれを定める。

附 則

この要領は、平成31年8月2日から施行する。

別表（第6条関連）

審議会の傍聴に当たっての遵守事項

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、会長が特別に承認した行為はこの限りではない。
- (5) 指定された席に着席し、みだりに席をはなれないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審議の秩序を乱し、または審議の支障となる行為をしないこと。